

Intellectual Cabinet

Global Foundation for Research and Scholarship



No. 7

インテレクチュアル・キャビネット april ● 1999

〔国際機関〕 国益重視の対外交渉を

清水啓典

多国間交渉の成果を上げるためには
政府は積極的に情報提供を行ない
広く国民的議論を喚起しなくてはならない

〔金融〕 金融サービス法の制定を

鹿野嘉昭

金融サービス法に関する検討をスピードアップし
21世紀の時代に相応しい投資家保護政策を
早期に確立させることを提案したい

〔金融〕 郵貯金利に市場評価を

野間敏克

現行の郵貯金利決定方式を早急に見直して、
オプション性・安全性・非金利サービスの多寡を
郵貯金利に正確に反映させなければならない

『Intellectual Cabinet』とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策 이슈を斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多面的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。

(毎月1日・15日発行)

清水啓典 一橋大学商学部教授

しみず・よしのり

国益重視の対外交渉を

アジア、ロシア、中南米と続いた一連の国際的金融危機に関して、国際通貨基金（IMF）の対応が批判の対象となっている。事情の異なるアジア諸国に対して一律に伝統的緊縮政策を強要したことがアジア地域での混乱をいっそう悪化させたという批判に対しては、IMF自身も不適切な面があったことを認め、軌道修正を余儀なくされている。

一連の国際金融危機に対して IMFは非対称的に対応した

他方でIMFは、ブラジルの金融危機に関しては、問題が発生すると即座に対応して、ブラジル政府が再建策を決定する以前に、アジア3国に対する総支援額361億ドルを上回る410億ドルの供与を決定した。また、IMFは米州開発銀行（IDB）や国際復興開発銀行（IBRD）、国際決済銀行（BIS）等の国際機関にも働きかけて、総額235億ドルの支援が同時に発表されている。アジア諸国への支援姿勢との対比は驚くほど明瞭である。ブラジルへの支援は、レアル通貨の変動相場移行までの時間稼ぎに貢献し、結果的に米国金融機関はその間に大量の資金を引き上げることができ、損失回避に成功した。これほど急速で大規模なIMFの支援がなければ、いくつかの米国金融機関は破綻の危機に陥っていたと思われる。

また、ロシアに対してはアメリカの政治的な配慮から、もともと返済が危ぶまれた200億ドルもの融資が行なわれ、結果として債務不履行の状態となり、現在でも回収の見込みは立っておらず、IMFも現状では手の打ちようがないことを認めている。それでも、3月末には新たにリスケジュールのための48億ドルの新規融資交渉が成立し、それがそのままIMFへの返済に充てられることになった。融資条件としてのロシアの経済改革計画は、なお今後の交渉課題である。

国際機関とは、国益が衝突する 熾烈な駆け引きの場である

このようなIMFの行動の非対称性に対して、アジア諸国から批判が起きるのは当然であり、第2の出資国である日本が、公式にIMFの改革を求める発言を行なったことは高く評価できよう。一般的に、国際機関の活動の実

国際機関とは、国益が衝突する熾烈な駆け引きの場である

政府は、対外交渉に関する問題のポイントを説明し、最新情報を積極的に提供することによって世論の関心を引きつけて、広く国民的議論を喚起しなくてはならない



1999. 4. 15

状はわかりにくいこともあって、たとえ膨大な出資が行なわれていても、国際機関に関する国民的議論は起こりにくい。とりわけ日本においては、国際協力という名目の下に行なわれる支出や出資が国民の批判の対象となることは稀である。

国際機関の意思決定は、形式的には多数の国の代表による合議制となっているが、実際には専属の事務局スタッフが周到に準備し作成した案が覆えることはまずない。また、スタッフに日本人が少なく、日本は出資金の割に意見が反映されないこともよく知られている。また、これまでに作られた国際機関が廃止されたことはないし、その規模はますます拡大する一方である。

それに対し、アメリカでは国際機関に対する幻想はなく、各国際機関に対する出資が自国の利益に見合っているかどうかという趣旨の議論が盛んに行なわれるし、改革の要求も厳しい。昨年秋の1800億ドルのIMFへの追加出資に関しても、激しい反対の声が上がって議会の通過が危ぶまれていたが、ブラジルの通貨危機が発生したとたん簡単に通過してしまった。

日本では「国益」という言葉はエゴイズムを連想させるためか一般的には使われることは少ないが、アメリカにおいては「national interest」という言葉は政治家の常套句である。一般に、アジア諸国では「国益」という言葉は、少なくとも表面的には使われることが少ないように思われる。しかし、国際機関とはまさに国益の衝突する、熾烈な駆け引きの場である。とりわけ、最大の出資額を誇り、多数の人材を送りこんでいるアメリカの利益が優先されがちになることが多い。出資額の小さな国の発言権は限られるため、アメリカに次ぐ出資額を持つ日本がその他の国を代表して発言することは重要な意味を持っている。

政府は国際機関に対する考え方を国民に知らせる責任がある

国益が対立するもう一つの例として現在問題となっているものに、今年のケルン・サミットの課題として浮上している最貧国救済のためのODA債権全額放棄問題がある。国際的合意に追随せざるをえない立場に置かれた日本は、1兆円の債権放棄を迫られる可能性が高い。

多額の資金を拠出しておきながら、世界からはそれに見合った評価を得られていない場合が多いのは、日本から世界に向けた情報発信が少ないからでもある。湾岸戦争の時に1兆円を拠出しながら、諸外国の評価を得られなかったという状況は現在でも変わっていない。多国間の国際的交渉の場では、結局、日本は「国際世論」に押されて多額の資金を拠出させられ、欧米諸国がその成果を誇るというパターンが常態化している。

もちろん、世論の支持がなくては国際的交渉は成功しない。海外との関係ではしばしば1兆円規模の資金が支出されるが、その規模の資金が日本国内で支出されるときに比べて、国内での議論はきわめて少ないことが、日本の政治的な対外交渉力を弱めている原因でもある。

日本で国際機関に関する議論が少ない大きな原因の一つは、国民に与えられる情報が少ない点にある。政府やマスコミは国際機関の行動に関する交渉の現状と問題点を積極的に報道し、国際機関に対する政府の考え方に關する情報を国民に提供する責任がある。

政府は、対外交渉を官僚のみで推進するのではなく、問題のポイントを説明し、最新情報を積極的に提供することによって世論の関心を引きつけ、広く国民的議論を喚起しなくてはならない。また、国際機関での勤務経験を持つ人材の増加は国際的交渉において決定的な役割を果たす。公務員の活動範囲を弾力化し、政府からの人材の国際機関への出向や派遣をより積極的に推進することも、国家としての基本的課題である。

マスコミの役割も重要である。欧米通信社のニュースをそのまま利用するのではなく、独自の情報網に基づく情報提供こそ、マスコミ本来の使命である。今では誰でも、インターネットやCNNを通じて海外の情報を容易に得ることができるので、それらが与える影響は大きい。独自の情報と哲学に基づいて、政府見解や海外情報の受け売りでない主張を展開できる多様なマスコミの存在は、一国の知的水準の指標であり、それが世論や国際交渉、ひいては日本の国益に与える影響は計り知れないものがある。



金融サービス法の制定を

鹿野嘉昭 大阪大学大学院非常勤講師

しかの・よしあき

昨年12月、銀行等による投資信託の窓口販売解禁や株式売買の取引所集中主義の廃止をはじめとして、証券取引に関する規制緩和が大きく進んだ。戦後の日本経済のあり方を規定してきた銀行中心型の金融システムが資本市場中心型へと変貌しうる素地がここにおいてようやく形成されたのである。

フリー、フェア、グローバルに向けて 日本の金融も大きく前進した

1997年6月の金融3審議会報告では、日本版ビッグバン構想に基づき証券取引を中心に大小取り混ぜて45項目にわたる規制の撤廃・緩和が提案されたが、単純計算すると昨年末までに合計41項目、約90%が実施に移された。株式売買手数料の自由化、業態別子会社に対する業務規制の撤廃、保険分野の開放といった重要案件がなお残っているが、前二者については本年10月1日実施の方向で調整が進んでいる。その意味で、日本版ビッグバンはすでに9割方完了し、日本の金融もフリー、フェアでグローバルなものに向かって大きく前進したといえる。とりわけ、21世紀の日本において個人金融資産の中核商品となることが期待されている投資信託については、銀行等による窓口販売の解禁に加え、信託約款の個別承認制から届出制への移行、会社型投資信託および私募投資信託の導入などといった制度改革が大胆に実施された。

この一連の投資信託制度改革に関しては、投資家ニーズに合った商品を機動的に発行できる環境の整備につながるため、おおいに評価できる。しかし、残念ながら、「笛吹けど踊らず」という声が聞かれるように、これまでのところ、個人投資家が投資信託を積極的に買い増す動きが広がるまでには至っていない。その背景としては、①3人集まれば「どの銀行が安全か」が話題となるなど、金融不安の高まりとともに安全資産に対する選好が極端に高まっていたこと、②株式市場の低迷や低金利を反映して国内運用だけではリスク負担に見合う高い運用成果を期待できないこと、といった事情が指摘できる。加えて、銀行など新たに投資信託の窓口販売を認められた金融機関においても、資金流出を懸念して慎重姿勢で臨んでいるところが多いと伝えられている。

金融サービスを早期に成立させ 事業者と投資家の責任分担の範囲を明確化する必要がある

もっとも、こういった点に関しては、さほど気にする必要はない。それらのほとんどは投資信託に内在する問題というよりは投資信託の運用を規定する外部環境にかかわる問題であり、日本経済が活性化すれば自ずと解消していくことが見込まれるからである。だからといって、投資信託の将来を楽観視できるわけではない。ビッグバン後の新しい金融環境の下における投資家保護政策のあり方は、いまだ定まっていない。このため、投資信託に関しても引き続き、投資家保護につながる行為の遵守を証券会社に求めるという証券取引法の考え方が適用されるに至っている。その結果、規制緩和が進む一方で旧来の投資家保護規定の準用により事務コストが増大するという奇妙な現象が生じ、結

日本版ビッグバン構想に基づく45項目にわたる規制の撤廃・緩和のうち41項目（約9割）が1998年末までに実施に移された。

【個人投資家が投資信託を積極的に買い増す動きが広がらない理由】

- ①金融不安が高まり安全資産に対する選好が極端に高まっていたこと
- ②株式市場の低迷や低金利を反映して国内運用だけではリスク負担に見合う高い運用成果を期待できないこと

2001年4月施行を目途として金融サービス法に関する検討をスピードアップし
本年末までに同法の要綱案を公表のうえ民間からの意見を広く募り
21世紀の時代に相応しい投資家保護政策を
早期に確立させることを提案したい

果として投資信託の魅力が減殺されるおそれが否定できないのである。

こうした事態を改善するためには、多くの論者が指摘するように、リスクとの関連で商品横断的な投資家保護規定を定めた金融サービス法を早期に成立させ、資産運用にかかわる事業者と投資家との間の適正な責任分担の範囲を明確化することが強く求められる。それゆえ、政府に対しては、遅くとも2001年4月施行を目途として金融サービス法に関する検討をスピードアップし、本年末までに同法の要綱案を公表のうえ民間からの意見を広く募り、21世紀の時代に相応しい投資家保護政策を早期に確立させることを提案したい。

目論見書の交付義務づけは 投資家の利益向上に貢献するとはいえない

やや技術的になるが、この問題についてもう少し敷衍しよう。旧投資信託法の下では受益者保護を目的として信託約款の個別承認制と運用規制が導入されていた。当局が投資信託の商品内容を事前にチェックのうえ投資家によるリスク負担度合いをコントロールすれば、それで十分という考え方が底流に流れていたのである。新法でもこうした考え方が踏襲されているが、信託約款の個別承認制から届出制への移行に伴い、投資信託会社に対し信託契約の約款あるいはそれを記載した目論見書の事前交付を義務づけるという措置が盛り込まれた。目論見書とは、有価証券の発行・募集にさいし投資家への説明のために作成される書類のことをいい、投資信託が証券取引法上の有価証券であるという性格を考慮すると、この規定はある意味で首肯できる。その一方で、投資信託の概要説明資料として個人投資家に従来配付されていた受益証券説明書は廃止された。

しかし、よくよく考えてみると、やはりおかしい。目論見書は通常、機関投資家というプロの投資家を対象に発行される説明資料であり、個人投資家にとっては、それを事前に渡されたとしても、数十頁に及ぶ大部の資料のどこをどう読めばよいのか迷うだけで投資判断の参考にはなり難い。投資家の立場からすると、過去の運用実績に関する客観的な評価や、たとえば短期金利が1%上昇した場合にどれだけの損失が予想されるか、といったリスクとリターンに関する情報が求められているのであり、そうしたリスク情報を包括的に開示するほうが重要と判断される。加えて、目論見書を大量に印刷・配布するにはかなりの費用が嵩むため、その交付義務づけは事務コストの増大を通じて手数料の引き上げにつながりかねないなど、単純に投資家の利益向上に貢献するとはいえないという点にも留意する必要がある。

投資信託の販売に際しての目論見書の交付義務づけは一見、些細なことに映るかもしれない。しかし、そうした措置は投資家保護につながるだけでなく、事務コストの増大を媒介として投資信託の収益性を減殺しかねない。こうした事態の発生を未然に防止し、投資信託という21世紀の日本において中核的な位置を占める金融商品を大事に育成していくためにも、金融サービス法の早期制定が求められる。

[金融サービス法]

規制緩和とともに種々異なった金融商品が多数提供されるという事態に対応して、個々の商品ごとにではなく、商品横断的に投資家保護規定を定める法律。

[新投資信託法]

信託約款の個別承認制から届出制への移行に伴い、投資信託会社に対し信託契約の約款あるいはそれを記載した目論見書の事前交付を義務づけている。

[目論見書]

有価証券の発行・募集にさいし投資家への説明のために作成される書類



1999. 4. 15

郵貯金利に市場評価を

野間敏克 神戸商科大学経済学科助教授

のま・としかつ

【個人金融資産に占める郵貯の割合】 (末残、%)

1990年	14.5
1995年	17.9
1996年	18.4
1997年	19.3
1998年9月	20.1

【郵貯金利の決定】

①定額貯金金利の場合
順イールドのとき：3年もの固定
金利×0.95程度

逆イールドのとき：10年利付国債
表面利率－0.5%程度

②通常貯金の場合
普通預金金利＋金利差（当初1%
程度の金利差が考えられていた）

【順イールド】

短期金利よりも長期金利が高い状態。

【逆イールド】

短期金利が長期金利を上回っている状態（今後金利が低下すると予想されているときに生じやすい）。

1998年9月の数値で郵便貯金残高は247兆円、個人金融資産残高1228兆円の20.1%に達した。総資産に占める郵貯の割合は、90年末14.6%、95年末17.9%、そして現在が20%超と、90年代を通して資産が郵貯に流れる「郵貯シフト」が加速している。

郵貯定額貯金の満期償還が集中したり、投資信託の人気の高まるなどして、一時的に郵貯シフトの流れが止まることもあろう。しかし、このような郵貯シフトは今後も続く可能性が極めて高い。郵貯金利の現行決定方式が民間金融商品に比べて郵貯の優位性を保証しているからである。本年2月の経済戦略会議答申でも指摘されているように、わが国の経済再生のためには公的金融の抜本的改革が必要である。その一環として、郵貯シフトの原因である郵貯金利決定方式を早急に見直さねばならない。

実は、1993年6月に導入された現行方式では、郵貯金利は民間市場金利に連動している。しかしながら、「連動」はしよせん連動にすぎず、郵貯という商品の需給を市場が正確に評価したものである。郵貯資金を市場で運用した成果を反映したものである。以下では、このような郵貯金利がもたらす歪みのうち、郵貯のもつ①オプション性、②低リスク性、③非金利サービスの優位性を反映しない現行の金利設定が人為的に郵貯シフトを加速させる原因になっていることを指摘したい。

定額貯金のオプション性評価を 郵貯金利に反映させなければならない

オプション性とは、いわば自由度の広さであり、たとえば郵貯定額貯金の場合、半年経過すればペナルティなしに解約することも、契約時点の金利で満期まで預け続けることもできるというオプションが与えられている。

したがって、将来の金利低下が予想される時には、預け入れ時点での高金利を満期まで確保できるというオプションのついた定額郵貯の魅力は高まる。1990～91年はまさにそのような時期であり、この間に定額貯金が急増した。そして、このような郵貯定額貯金の突出を背景にして、かつての「郵貯問題」が形を変えてよみがえったのである。

現行の郵貯金利決定方式がこのような経緯のなかで導入されたことを考えると、それが定額貯金の魅力を抑えるために、たとえば金利低下が予想される時期には、目安とする市場金利を低めのもにに変更するなどの工夫を含んでいることは、ある意味で当然であろう。しかし、それでも定額貯金の優位性が完全になくなったわけではない。

また、定額貯金に付随するオプション性の魅力は、市場金利動向や預貯金者の運用期間とタイミングによって変化する。そして、これ以上金利の下がる余地がない現在は、定額貯金がことさらに有利だとはいえない。だが、金利低下局面がおとずれたときには、民間市場金利に0.95を掛けたり、0.5%差し引くといった現行方式を続けている限り、郵貯のもつオプション性の優位が再び表面化し、定額貯金に資金が流れる可能性が高い。

民間金融商品と郵貯との信用リスクの差が 郵貯金利に反映されていない点も問題だ

1997～98年にかけての郵貯シフトの主因は、これまで郵貯総額の1割に満たなかった通常貯金の急増であった。そして、そのような通常貯金の増加をもたらしたのは、民

郵貯金利がオプション性、安全性、非金利サービスの多寡を正確に反映していないため

郵貯シフトが加速している

公的金融の抜本的改革を妨げないためには

現行の郵貯金利決定方式を早急に見直さねばならない

間金融機関に対する不安が高まる中、リスク面の郵貯優位が表面化したからだと考えられる。

通常貯金と民間金融機関普通預金の金利を比較すると、現状ではわずか0.05%ポイントとはいえ通常貯金金利のほうが高い。しかし原理的には、自由な金利裁定が働くかぎり、「安全」度が高いと信じられている通常貯金のほうが金利は低くなるはずである。その意味で、危険度の高い普通預金の金利が通常貯金金利よりもわずかでも低いという現状は、明らかに市場原則に反するものであり、金利差に加えてリスク格差を考えると、経営不安などのリスクが急速に高まった民間金融機関の普通貯金から資産が通常貯金に流れたのは当然である。

金融ビッグバンが進み、預金ペイオフが始まり、同時に民間金融商品のリスクがその市場価格に正確に反映されるようになれば、リスク格差を無視する現行郵貯金利決定方式の歪みはさらに大きくなる。この意味でも、現行方式の見直しは緊急課題である。

郵貯の非金利サービスが向上したことも 郵貯シフトの一因だ

近年、郵貯でも、給与振込、自動引落し等、民間金融機関と遜色ないサービスが提供されるようになったが、これも郵貯シフトの一因である。

かつて、民間金融機関預金の金利自由化が実現すれば、市場では価格(=金利)競争が中心になり、付随サービスをめぐる競争は減少するだろうと考えられていた。確かに、渉外などの人手による非価格競争は後退したが、実際には、カード機能の充実や景品など、従来とは異なるかたちの付随サービス競争が活発になった。

ところがサービスの供給にはコストがかかる。したがって、その種のサービスを充実させるほど、利潤を確保しようとする民間金融機関は預金金利を下げるはずである。一方、郵貯の場合には、サービスを向上させたからといって、郵貯金利を見直すわけではない。そして、金利はそれほど下げず、非金利サービスだけが飛躍的に向上すれば、郵貯シフトが加速されるのは当然である。

もちろん、非金利サービスの向上が、郵貯経営の効率化によってもたらされたり、費用対効果を考慮したのちに現われたものであれば、民間側の努力不足を問題にすることもできる。しかし実際には、郵貯を利用したデビットカード事業の推進が郵政省予算でまかなわれているように、郵貯サービスの向上は税を使って進められる場合が多い。その意味で、「郵貯金利決定の現行方式」と「税によるサービス向上」が郵貯シフトを助長しているのである。

【信用リスク】

倒産や不履行の危険性。これに勘案した金利の上乗せ部分が「リスクプレミアム」

【郵貯金利決定方式の問題点】

- ①オプション性評価がない
- ②リスク評価がない
- ③付随サービス評価がない

市場にゆだねれば郵貯金利は、オプション性、安全性、非金利サービスの多寡を正確に反映する。現行の郵貯金利決定方式では、各種民間金融市場がダイナミックに変動すればするほど、人為的で歪んだ資金移動を生み出す。郵貯シフトが止まらないことは、そのひとつの現われである。導入以来まもなく6年になろうとする郵貯金利決定方式を早急に見直すべきである。

経済学の寡占状況と情報技術

現在、経済学研究の寡占状況が問題になっており、この点に関して非常に興味ある論文が発表されている。ジオフリー・ホジソン（ケンブリッジ大学講師）とハリー・ロスマン（西イングランド大学教授）の論文「経済雑誌の編集者と執筆者」（『エコノミック・ジャーナル』1999年2月号）で、引用度という「インパクト係数」を使って判定した1995年の上位30誌とトップ15誌について次のような興味ある指摘を行なっている。

(1)上位30誌のうちアメリカで発行されているものが21誌、トップ15誌では13誌である。(2)上位30誌の執筆者について学位取得機関の所在国籍をみると、アメリカの比重が83.3%を占め、アメリカで学位をとった人の総数は723人であるが、日本で取得した人は1人である。(3)上位30誌の執筆者の所属をみるとアメリカの大学・研究機関は1290人(65.7%)、日本の大学・研究機関は9人であり、トップ15誌では、それぞれ743人(79.9%)と、2人である。

単年度の統計ですべてを判断できないが、アメリカに比べて日本の数値は貧弱といわざるをえない。

情報技術の発展により、今日では優れた研究ほどインターネットを通して入手できようになっている。英誌『エコノミスト』（1998年12月19日～1999年1月1日号）が取り上げた数名の優秀な若手経済学者の論文も、インターネットを通

して全部あるいは一部を入手することができる。文献の検索収集技術が格段の進歩をとげているので、経済学者の業績に関する国際比較も極めて容易に行なうことができるようになってきている。

情報技術に関する興味ある論文はデール・ジョルゲンソン（ハーバード大学教授）とケビン・スターオ（米国コンファレンス・ボード・エコノミスト）の論文「情報技術と成長」（『アメリカン・エコノミック・レビュー』1999年5月号）である。この論文では、近年急激に行なわれた情報化投資が技術変化による生産性（全要素生産性：TFP）の成長に結びつかないという「ソローの生産性パラドックス」が発生していることと、情報技術の発展は情報関連機器生産者と使用者に対する個別の利益をもたらしているにすぎない点が指摘されている。とすれば、情報技術の発展だけでは日本において全体として優れた経済学の論文が生み出されるようになるとはかならずしもいえない。

ホジソンとロスマンは、経済学研究の独占ないしは寡占状況は経済学の発展にとって望ましいとはいえないという。先進国の一員である日本の高等教育政策の大きな変革が必要だということを経済学の国際比較と情報技術の発展は示しているといえるであろう。（服部 彰／福岡大学商学部教授）

Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー ●サブリーダー ●メンバー (50音順)

香西 泰	島田晴雄	浅見泰司	伊藤元重	大田弘子	篠原総一	田村次朗	中馬宏之
	竹中平蔵	池尾和人	岩田一政	北岡伸一	清家 篤	本間正明	吉田和男
		伊藤隆敏	浦田秀次郎	榊原清則	田中明彦	船橋洋一	若杉隆平

研究事業部から

当財団のホームページが、3月31日に立ち上がりました (<http://www.gfrs.or.jp>)。アドレスには英文名称のGlobal Foundation for Research and Scholarship からGFRSを採用しています。

グローバルな視点に立ち、グローバルな変化の風を吹かせるべく、「顔の見

える財団」として皆さんに積極的に情報提供を図っていきたくと考えています。

本誌『Intellectual Cabinet』の内容全文も掲載されていますので、バックナンバーの検索等も容易にすることができます。また、インテレク

チュアル・キャビネット政策会議のメンバーのプロフィールについてもページを設けています。将来的にはユーザーの方からのご意見も承れるような環境を整備していく等、インターアクティブなホームページを目指していますので、ご期待ください。（T）

Intellectual Cabinet No.7

1999年4月15日発行
(毎月1日・15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

©1999 Global Foundation for Research and Scholarship

発行 国際研究奨学財団研究事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9
日比谷セントラルビル10階
TEL.03-3502-9438 FAX.03-3502-9439
URL : <http://www.gfrs.or.jp>

発行人 竹中平蔵
編集人 堀岡治男
編集協力 中田雅与
デザイン 山崎登
印刷 精文堂印刷株式会社